

議第130号

高島市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

高島市長 福井正明

---

高島市税条例等の一部を改正する条例

(高島市税条例の一部改正)

第1条 高島市税条例(平成17年高島市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称および同号に規定する個人との関係)

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「により」を「により、または現所有者が前条の規定により」に改める。

(高島市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高島市税条例の一部を改正する条例(令和2年高島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、高島市税条例付則に1条を加える改正規定を次のように改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の高島市税条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。